

愛知県動物愛護推進協議会平成26年度第2回会議議事録

- 1 日 時：平成27年3月26日（木） 午後2時から午後3時30分まで
- 2 場 所：愛知県東大手庁舎 愛知県生涯学習推進センター会議室
- 3 出席者：（委員）矢部委員（会長）、齋藤委員（副会長）、狩野委員、島田委員、高田委員
（代理出席 指導主事 河原 克明）、土屋委員、牧野委員、宮本委員、
村松委員（代理出席 横井係長）、山本委員、脇田委員
（事務局）生活衛生課 和久田課長、小野塚主幹、高柳課長補佐、山本主査、落
合技師
動物保護管理センター 山本課長

4 概要

（1）あいさつ

【生活衛生課 和久田課長】

委員の皆様方には、お忙しい中、愛知県動物愛護推進協議会平成26年度第2回会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから、本県におきます動物の愛護と適正な管理の推進に、それぞれのお立場から御尽力をいただいておりますことを、重ねてお礼申し上げます。

さて、昨年9月に開催しました、本協議会第1回会議におきまして、本県職員が、動物愛護管理法で禁止しております愛護動物の遺棄を教唆したとの疑いにより書類送致されるという事例に関連し、法律を所管する環境省に対して、愛護動物の遺棄に関する定義を行うよう要請していることを、御説明させていただいたところです。取組の成果として、平成26年12月12日付けで環境省から、愛護動物の遺棄の考え方についての文書が発出されました。今後は、この通知の考え方の下、遺棄を疑う事例に対しては、警察と連携して的確に対応して参りたいと考えております。

また、昨年10月から11月にかけて、全国で動物取扱業者と思われる者により、多数の犬が遺棄された等の事例が大きく報道されたところです。本県におきましては、従来から動物保護管理センターに配置する動物愛護監視員による立入検査を実施して参りましたが、こうした事件を受けまして、多数の犬猫の繁殖を行う販売業を優先的に監視する等、計画的かつ効果的な監視指導を実施し、動物愛護管理法の遵守の徹底を図っていくこととしております。

なお、動物の適正な取扱いについては、業界自らの取組による底上げが不可欠です。本日は、脇田委員から、動物取扱業者等の業界の取組について御説明をいただく予定としております。今後、行政と業界とが連携して取組を推進していくための参考にしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、矢部会長から愛護動物としての爬虫類（カメ）の取扱いについて、ミシシッピーアカミミガメの規制に関連して、愛護動物としてのカメはどうなっているのか、また、どうすべきかについて、環境省の見解を交えて御説明いただけることとしておりますので、よろしく願いいたします。

また、行政からは、愛知県動物愛護管理推進計画に係る平成27年度の取組案について説明をさせていただきますので、委員の皆様方におかれましては、豊富な御経験、御見識に基づき、専門的な視点からの御意見を願いますとともに、今後とも本県の動物愛護施策の推進に関しまして、一層の御指導・御支援を賜りますよう、重ねてお願いしまして、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

(2) 議題

ア 愛知県動物愛護管理推進計画に係る平成27年度の取組みについて
主査 山本 資料3により説明

【矢部会長】

視点I-4にある平成24年度の引取り数は何頭か。

【事務局】

愛知県動物愛護管理推進計画の34ページに記載してある。犬が480頭、猫が3,958頭である。

【矢部会長】

動物愛護管理法の改正により終生飼養が明記されたが、それに伴い、数値目標のハードルを上げることは無理なのか。

【事務局】

動物愛護推進計画を改定する際に、旧計画の基礎となった平成18年の数値が記載してある。犬は平成18年の1,274頭から平成24年には半数以下の480頭に、猫は12,173頭から3,958頭に6年間かけて減らすことができた。引取りの有料化や説得することで半数以下に減らせたが、今後も同じような減少カーブで減らしていけるかという、なかなか難しいため、この計画では30%減少という目標とした。これは国が示した減少カーブよりもさらに減少させた目標でもあり、御理解いただきたい。

【矢部会長】

改正した法律をたてに取れば更に減らしていくことも可能であると思うが、当面は無理のない範囲ということで、了解した。

イ 動物取扱業界における取組みについて

脇田委員から資料5及び6により説明。

- ・全国ペット協会、ペットパーク、中央ケネル事業協同組合がある。
- ・ペット業界は、登録制になったことにより、ペットショップを介さずに販売する繁殖業者が増えると、業者を把握しきれなくなった。ペット協会の会員業者は指導、研修等できるが、個人で兼業でやっている業者については指導の仕様がなない。そういった業者が遺棄を起こすと思う。
- ・全体の流れでは、犬の登録とマイクロチップの推進をしており、これら2つが統合できるよう国に提案しているところである。
- ・狂犬病予防接種の接種率を上げていきたい。
- ・家庭動物販売士の資格は、4月から家庭動物管理士へと名称が変わる予定。
- ・今後も行政と連携、協力していきたい。

【矢部会長】

フェレット等の犬猫以外の取扱いはあるのか。

【脇田委員】

基本的には犬猫のみ。他の動物は、問屋を通じて流通しており、私たちはあまり関与しない。ただし、家庭動物販売士2級の中では犬猫以外の動物についても知識が必要であり、2級を取る際に勉強してもらっている。

今懸念しているのは、狂犬病の発生についてである。隣国でも多くの方が亡くなっているが、日本では犬の病気と思っている人が多いと思う。犬だけでなく哺乳動物が感染するという認識が足りないのではないかと思う。他の動物から感染することもあるため、狂犬病予防注射は犬だけへの接種でいいのか疑問である。そういつ

たことから狂犬病の接種率をもっと上げていかねばならないと思う。

【矢部会長】

犬猫ではこれだけの体制があり、心強いと思う。

【脇田委員】

レスキューについては、順番で行っているが、大変である。行政、警察、私たちが立ち会っているが、役割分担についても決めないと思う。

災害の際も大変である。維持管理費用が多くかかる。また、シェルターを作らないのかと意見があるが、作るのは簡単であっても維持管理は大変である。ペットショップの仕事をしながらの管理となるし、人の確保や人件費について課題である。動物を助けるためのシェルターで悪い飼い方はできない。中部圏にシェルターを一つは是非作りたいと意見がある。全国の流通する犬猫の7割程は中部圏であるため、責任もあり、また、厳しさも感じている。

【山本委員】

8週齢以下の犬猫の取扱いについてはどうか。

【脇田委員】

最終的には45日。今、科学的知見として、3000頭程のデータを取っている。正直、56日以上犬が流通しているのは3000頭のうち200頭くらい。

【山本委員】

購入者としては、より若い方がいいが、社会性の身についてない犬を販売すると結果的に遺棄に繋がると言われている。

【脇田委員】

そういった意見は多いが、例えばイギリスでは繁殖制限しており、殺処分している。年間繁殖数が決まっていて、淘汰される。日本以上に淘汰が多い。8週齢について、日本人程、きめ細かい人種はいない。私たちが何故、40～45日の犬を流通させてきたのかと言うと、親が子を育てるのと同じで、犬も飼い主によって変わってしまう。犬の兄弟が違う家に行くが、家によって育った犬の性格が全然違う。しつけに失敗する家は、犬が小さい時の扱い方のコツを知らないから。甘えてきた時に手を出すと、犬は飼い主の次に自分が二番だと思ふ。犬が甘噛みしている時に鼻を刺激するといった躰は私たちはしない。これは、手が使えない犬にとっては、小さな子どもが遊んでいるオモチャを取り上げるようなこと。

【山本委員】

今言ったような犬の扱いをしていれば、45日でも問題ないか。

【脇田委員】

逆にいうと、その方が問題がない。8週齢になった柴犬やラブラドルだと、甘噛みがひどくて手が出せない状態である。小さい頃から撫でたり、オモチャを与えて適切に接していれば、一年後に困った性格の犬はほぼいない。だいたい9～11ヶ月頃に急に鳴くといった相談がある家では、こちらが言ったことを守っていない。

うちでは、犬はほぼ鳴いていない。ペットショップで、鳴く犬がいる店では、鳴くとすぐに抱かせたりしている。業だと、売ろうとしてすぐ抱かせていると、衝動買いを誘い、また犬を甘やかすことになる。うちでは、レジ横で4頭程飼育しているが、自分がいれば鳴かない。お客さんが来ると鳴く。

最初の40日～3ヶ月弱の間に犬の性格が8割は決まると、犬を飼う人に伝えたいが、これを知らないペットショップが多いのが現実である。

プロショップであればお客さんの購入後のフォローもするが、学校を出たての店員が、すぐに犬を抱かせて売るといった扱い方をしていることは非常に残念である。

私たちは、犬を提供してあげるから実際に自分で飼ってみたいと行政側に提

案している。科学的根拠を求めるなら、そういった事を実際にやってみるべきだし、諸外国の実情も見てくることも必要だと思う。諸外国だとブリーダーから直接販売されている所は健康診断等が行われていない所もあるので、実際に心臓等や異常があるものでも流通している。オークションでは、健康状態をチェックするとともに、どうやったら感染症を予防できるかを業者に指導もしている。

【矢部会長】

専門学校にも関与しているとのことだが。

【脇田委員】

学生のうちから学んでいくことが大切で、今、文科省とも連携して実施している。

(3) 報告事項

ア 動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について

主査 山本 資料7により説明

(質疑応答無し)

イ 愛護動物としての爬虫類（カメ）の取扱いについて

矢部会長 パワーポイントにより説明

- ・ペットとしてのミシシippアカミミガメは減少してきたが、遺棄されたミシシippアカミミガメは全国に生息しており、在来種の排除や食害等の問題が起こっている。
- ・ミシシippアカミミガメを特定外来生物に指定することにより、駆除の妨げになること、第2のミシシippアカミミガメが出てくるのが危惧される。
- ・ミシシippアカミミガメの輸入規制は現状としては課題があり難しい。
- ・必要なことは、飼育初心者への指導である。
- ・爬虫類も愛護動物に含まれるので、対応について視野に入れていただきたい。

(質疑応答無し)

(4) その他

【島田委員】

平成27年4月1日に豊田市動物愛護センターがオープンする予定であり、3月29日には開所式典を実施する。